

令和5年度入学者選抜から

令和2年度の中学1年生が受検する入学者選抜から

広島県の公立高等学校の 入学者選抜制度が変わります

社会

組織

個人

自己認識

自己開示

自己表現

自己実現

令和2年4月

広島県教育委員会

自己を**認識**し 自分の人生を**選択**し **表現**することができる力

「自己を認識する力」とは…

自分は何が好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを理解することができる力のことです。

こうした力を
身に付けるために

自分自身のことを理解しようとする
ことが大切です。そのためにも、普段
から自分自身のことや自分の意見などを
大切に、学校や家庭で、友達や先生、
家族などに素直に話すことに、積極的
に取り組みましょう。

「自分の人生を選択する力」とは…

自分の夢や目標、自分がやりたいことなどにつ
いて、自分で考え、選択し、自分の意志で決め
ることができる力のことです。

こうした力を
身に付けるために

学校や家庭の様々な場面で、「自分
はどう考えるのか」「自分はどうしたい
のか」などを意識し、「自分で考え・選
び・決める」ことを習慣付けていくこと
が大切です。
自分が出した結論を大切にしながら、
様々なことに、積極的に取り組みましょう。

「表現する力」とは…

自分自身のことや自分の意見などを、相手に理
解してもらえるように、相手や場面に応じて、言
葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝え
ることができる力のことです。

こうした力を
身に付けるために

自分自身のことや自分の意見などを、
きちんと相手に伝えることができないと、
正しく理解してもらえないことや、誤解
を与えてしまうことがあります。
「自分の伝えたいことを相手にきち
んと伝えるには、どうしたらよいか」と
いうことを意識しながら、伝える内容や
方法、話し方などを工夫しましょう。

新しい入学者選抜制度のポイント

主体的に志望校を選択

各高等学校の学科・コースの特色に応じた入
学者選抜の充実を図り、中学生の一層の主体
的な学校選択を実現します。

全ての高等学校において、教育目標（スクールポリ
シー）や育てたい生徒像、入学者受入方針（アドミ
ッション・ポリシー）、入学者選抜の実施内容（実施す
る検査の項目や配点）などを事前に公表します。

受検生は、教育目標や入学者選抜の実施内容など
を事前に確認し、自分の進路の希望などに合った学校
や学科・コースを、自分で選択し、決定することが
できます。

調査書を簡素化

調査書に記載する内容を見直します。

受検生が通う中学校の校長が作成する調査書に記
載する内容を、選抜に必要な項目のみとします。

令和5年度から

志望校

氏名

性別

学習の
記録
(評定)

入学者選抜に係る期間を短縮

入学者選抜に係る期間を短縮し、各中学校・
高等学校の教育の充実を図ります。

入学者選抜に係る期間を短縮する
ことで、各中学校・高等学校におい
て、授業や学校行事の時間を増やす
など、これまで以上に教育活動を充
実することができるようになります。

令和5年度から

一次選抜
2月下旬または
3月上旬

二次選抜
3月中旬または
3月下旬

受検生全員に「自己表現」を実施

受検生全員に自分自身のことを表現する自己
表現を実施します。

「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現するこ
とができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみ
るため、受検生全員に自己表現を実施します。
自分自身のことや、高等学校に入学した後の目標
などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現して
もらいます。

新しく中学1年生になったみなさんへ

先生や友達に何でも話すことができ、相談することができる安全で安心な学校生活の中で、
みなさんは「自己を認識する力」や「自分の人生を選択する力」、「表現する力」を身に付け
ることができると思います。

みなさんは、自分の夢や目標を大切にしながら、「自分らしい」中学校生活を送ってください。

新しい入学者選抜制度の概要

入学者選抜の内容

入学者選抜実施内容シートについて

全ての高等学校で、教育目標（スクールポリシー）や育てたい生徒像、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者選抜の実施内容を事前に公表します。

入学者選抜実施内容シートの見方は？

教育目標（スクールポリシー）は、その高等学校や学科・コースで、どのような教育活動を行っているのかを示したものです。育てたい生徒像は、その高等学校や学科・コースでの生活や教育活動を通じて、どのような生徒に育てたいのかを示したものです。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目標や育てたい生徒像を実現するために、どういった方針で入学者選抜を実施するのかを示したものです。

入学定員とは？

入学（合格）できる人数のことです。高等学校や学科・コースによって異なります。

傾斜配点とは？

特定の教科の配点を、他の教科より高く（または低く）することです。

学力検査の数学と理科で傾斜配点（配点を2倍）を実施する場合

《例》

通常の配点（傾斜配点なし）	
国語 50点	社会 50点
数学 50点	理科 50点
外国語 50点	合計250点満点
「数学」「理科」の配点を2倍	
国語 50点	社会 50点
数学 100点	理科 100点
外国語 50点	合計350点満点

現時点でのイメージです。正式に決まり次第お知らせします。

入学者選抜実施内容シート

●●高等学校 ●●課程 ●●学科 [] コース

教育目標 (スクールポリシー)	
育てたい生徒像	
入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)	
項目	内容
区分	一般枠 特色枠 <small>※入学定員の50%以内で実施可能</small>
学力検査	実施教科 ■国語、社会、数学、理科、外国語の5教科 配点 ■教科によって傾斜配点が可能 (学校・学科において設定)
調査書	学年間の比重 ■第1学年：第2学年：第3学年 = 1：1：3 対象教科 ■国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の9教科 教科別の配点 ■対象教科全て同じ配点 (学校・学科において設定)
自己表現	※自己表現カードを活用 実施内容 (自己表現カードを活用したプレゼンテーション等を実施) 同左
独自検査	※実施する場合のみ 実施内容 (独自の学力検査、面接、小論文、作文、実技等を実施) 同左
学力検査、調査書、自己表現、独自検査の比重	■学力検査：調査書：自己表現 = 6：2：2 ※独自検査を実施する場合は、これに加えて設定する (学校・学科において設定)

学年間の比重 第1学年：第2学年：第3学年=1：1：3とは？

調査書の第3学年の評定（得点）を3倍にすることで。

《例》

学年	得点
第1学年	9教科合計 34点 (45点満点)
第2学年	9教科合計 35点 (45点満点)
第3学年	9教科合計 37点 (45点満点)
3学年合計	106点 (135点満点)

学年間の比重をかけた後の得点

第1学年	9教科合計 34点 (45点満点)
第2学年	9教科合計 35点 (45点満点)
第3学年	9教科合計 111点 (135点満点)
3学年合計	180点 (225点満点)

※学年間の比重をかけた後の合計得点（180点）が調査書の得点となります。

学力検査、調査書、自己表現の比重 学力検査：調査書：自己表現=6：2：2とは？

学力検査、調査書、自己表現の合計を10割として、学力検査の配点（得点）を6割、調査書と自己表現の配点（得点）をそれぞれ2割で計算し直すことです。

《例》

項目	得点
学力検査	200点 (1教科50点×5教科～250点満点)
調査書	180点 (225点満点)
自己表現	39点 (60点満点の場合)
合計	419点 (535点満点)

比重（6：2：2）をかけた後の得点

学力検査	48点 (200点 / 250点 × 6 / 10 × 100)
調査書	16点 (180点 / 225点 × 2 / 10 × 100)
自己表現	13点 (39点 / 60点 × 2 / 10 × 100)
合計	77点 (100点満点)

※比重をかけた後の合計点（77点）により、合格・不合格を決定します。

一次選抜・二次選抜について

入学者選抜には、一次選抜（一次募集）と二次選抜（二次募集）があります。

一次選抜（一次募集）

全ての高等学校で実施します。

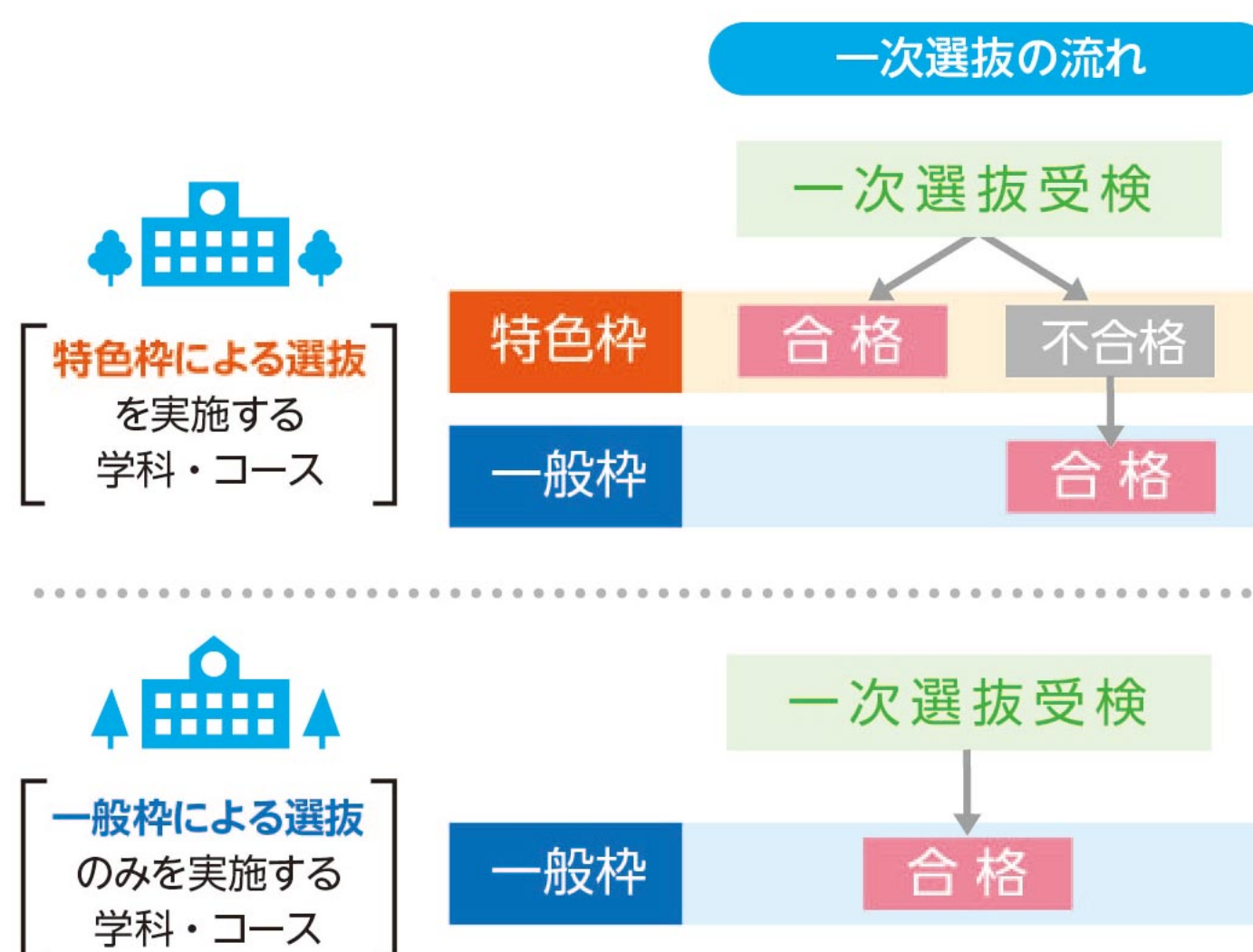
●学力検査、調査書、自己表現の3つの得点の合計点により、合格者を決定します。これらに加え、独自検査を実施する学科・コースもあります。その場合は、独自検査を含めた4つの得点の合計点により、合格者を決定します。

●選抜方式(合格者を決定する方法)は2通りあります。

- 〔一般枠による選抜〕
- 全ての学科・コースで統一して実施する選抜方式
 - 入学定員の50%以上の合格者（例えば入学定員が200人の場合は100人以上の合格者）を決定します。
- 〔特色枠による選抜〕
- 学科・コースの特色が出る内容で実施する選抜方式
 - 入学定員の50%以内で合格者を決定します。
 - 特色枠による選抜を実施しない学科・コースもあります。

- 特色枠による選抜を実施する学科・コースでは、次の①→②の順で、合格者を決定します。（2段階選抜）
- ①全ての受検生の得点を特色枠による選抜の内容で換算し、換算後の得点により、合格者を決定します。
 - ②特色枠による選抜で合格とならなかった全ての受検生の得点を一般枠による選抜の内容で換算し、換算後の得点により、合格者を決定します。

- 一般枠による選抜のみ実施する学科・コースでは、全ての受検生の得点を一般枠による選抜の内容で換算し、換算後の得点により、合格者を決定します。



二次選抜（二次募集）

一次選抜（一次募集）の合格者が、入学定員に満たなかった学科・コースで実施します。

調査書と自己表現の得点の合計点により、合格者を決定します。これらに加え、独自検査を実施する学科・コースもあります。その場合は、独自検査を含めた3つの得点の合計点により、合格者を決定します。

自己表現カード

自己表現カード	
受験番号	氏名
①これまで、どのようなことに興味や関心を持って、取り組んできましたか。	
②これまで取り組んできたことなどを、高等学校でどのように深めていきたいですか。	
③特にアピールしたいことがあれば、記入してください。	

現時点でのイメージです。正式に決まり次第お知らせします。



学力検査

学力検査は、中学校3年間で、どのくらい学力が身に付いているのかをみるため、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科で実施します。一部の学校では、教科の配点が異なる場合があります。

選抜の方法

自分が受検する高等学校の「入学者選抜実施内容シート」で確認してください。なお、外国語（英語）の聞くこと、読むこと、話すこと、書くことなどを総合的にみるための検査を実施することを検討します。

調査書

調査書は、受検生が通う中学校の校長が作成し、受検する高等学校の校長に提出されるものです。受検生が自分で記入や提出をすることはありません。調査書には、第1年から第3学年までの学習の記録（評定）が、5段階で記入されます。対象となる教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）の9教科です。

自己表現

自己表現は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現します。

「面談」方式で実施

自己表現は「面談」方式により行います。礼儀作法や話し方などのテクニックをみるものではありません。受検生は全員、受検会場で「自己表現カード」を作成します。自己表現カードは、自己表現の補助的な資料で、文章が上手に書けている、文字数が多いなど、自己表現カード自体を評価することはありません。

独自検査

学科・コースによっては、特色に応じて、実技検査や作文などの独自検査を実施する場合があります。

学科・コースによって独自の検査を追加

自分が受検する学科・コースで、独自検査が実施されるかどうかは、「入学者選抜実施内容シート」で確認してください。

保護者・教職員のみなさんへ

子供たちが「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付け、発揮していくためには、子供たちが日々成長し続ける場である学校や家庭が、安全で安心な環境であることが大切だと考えています。広島県教育委員会では、全ての学校において、子供たち一人一人が自分の考えをしっかりと持ち、大切に、先生や友達に心を開いて何でも話ことができ、相談することができる雰囲気づくりや環境づくりを進めてまいりますので、御理解・御協力をお願いします。

新しい入学者選抜制度に関する

Q&A

Q 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか。

A 「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、受検生に、どのくらい身に付いているのかをみるために行うもので、話し方などのテクニックをみるものではありません。「自己表現」では、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。これからの3年間で、「自分自身のことを理解すること」や「自分で考え、選択し、自分の意志で決めること」、「相手に理解してもらえるように、工夫しながら伝えること」などの力が身に付くように、自分の夢や目標を大切にしながら、様々なことに積極的に取り組んでください。

Q 「自己表現」で、賞状やメダル、作品などを持ち込んでよいですか。

A 自分が取り組んできたことや頑張ってきたことを表現するために、賞状やメダル、作品などを持ち込むことは可能ですが、賞状やメダルを獲得したから有利になる、作品を持ち込めば加点されるといったことはありません。例えば、表彰された成績を残すまでに、どのように取り組んできたのか、これまでどのような苦労があったのかなどについて、相手にきちんと伝わるように、自分で選んだ言葉や方法で表現できるようになることが大切です。

Q なぜ、調査書の第3学年の学習の記録（評定）を3倍にするのですか。

A 高等学校入学者選抜は、高等学校の教育を受けるために必要な力が身に付いているかどうかをみるために行います。このため、第3学年の時の力（到達度）をより評価するため、第3学年の評定を他の学年と比べて3倍とすることとしました。1・2年生の時に、自分の力を十分に発揮していない場合でも、日々の授業や学習活動などを大切に、中学校卒業までに、しっかりと力を身に付けることができれば、自分が希望する進路を実現できると思います。

広島県公立高等学校配置図(令和2年度)



【新しい公立高等学校入学者選抜制度に関するお問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局 学びの革新推進部 学校経営戦略推進課
 〒730-8514 広島県広島市中区基町9-42
 電話 082-513-4963

広島県教育委員会ホームページ
 ホットライン教育ひろしま
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>



表紙の図:ピョートル・フェリクス・グジバチ氏作成の図を加工
 (Piotr Feliks Grzywacz)

令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1-1 一次選抜（併設型高等学校を除く。）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

- (ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- (ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
 - a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
 - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
 - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。
- (カ) 高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
 - a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
 - b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。
- (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

(7) 面接，作文，小論文及び実技検査等

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(4) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は，県教育委員会と協議の上，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて，自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，入学定員の50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(7) 高等学校長は，一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(4) 一般学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，一般学力検査について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した学科・コースにあっては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した学科・コースにあっては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

1-2 一次選抜（併設型高等学校）

三次高等学校及び広島高等学校において，次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 学力検査

(7) 原則として，自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

a 実施教科は，国語，数学及び外国語（英語）の3教科とする。

b 実施時間は，高等学校長が決定する。

c 配点は，高等学校長が決定する。

d 検査問題は，県教育委員会と協議の上，高等学校長が作成する。

e 検査問題は，平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(4) 高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，入学定員の50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は，学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，学力検査について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した高等学校にあつては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した高等学校にあつては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

2 二次選抜

一次選抜の結果，合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合，次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(7) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(4) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

(7) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

(4) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。

(7) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

(7) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した学科・コースにあつては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

3-1 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

3-2 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

三次高等学校長及び広島高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の学力検査，自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については，自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 一次選抜

全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。

ただし、令和5年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

2 二次選抜

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

1 入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。